

別表一の二の項に掲げる者

施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百(法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特別割合で除して得た割合)を乗じて得た額に三〇〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

施設給付決定保護者の区分		額
一	施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者	三万四千元
二	六十五歳以上の加齢児	三万円
三	六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者(前項に掲げる者を除く。)	二万八千元
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千元

○厚生労働省告示第五百六十二号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項の規定に基づき、家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定障害者」と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額を合計した額が二万円未満であるもの」とする。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)以下「令」という。第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

施設給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千元
二	令第二十七条の十一第二項第一号から第四号までに掲げる者	五万円

○厚生労働省告示第五百六十三号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定をいう。)に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

施設給付決定に係る障害児の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千元
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者(前項に掲げる者を除く。)	二万八千元
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千元

○厚生労働省告示第五百六十四号

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第二号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行規則第五十一条の六第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第二号イ(1)の規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者とする。

一 六十歳以上の者

二 六十歳未満の者であつて、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの

○厚生労働省告示第五百六十五号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十八号)第二十条第四項(第六十八号第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条第四項(第六十八号第二項において準用する場合を含む。)、及び第七十五条第四項の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針

一 適正な手続の確保

指定知的障害児施設(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十八号)以下「指定施設基準」という。第一号第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。)、指定第二種自閉症児施設(同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。)、指定知的障害児通園施設(同条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。)、指定盲ろうあ児施設(同条第六号に規定する指定盲ろうあ児施設をいう。)、指定肢体不自由児施設(同条第七号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。)、指定肢体不自由児通園施設(同条第八号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。)、又は指定肢体不自由児療護施設(同条第十二号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。)(以下「指定知的障害児施設等」と総称する。)における食事の提供及び光熱水費に係る契約(以下「契約」という。)(の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（法第六十二条の三の二第二項又は第二項の規定により障害児施設給付決定等支給することができるとされた者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、施設給付決定保護者から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定施設基準第三十五条、第六十七条及び第七十七条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、指定知的障害児施設等の見やすい場所に掲示を行うこと。

ニ 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とする。ただし、指定知的障害児施設等に適用障害児に係る施設給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）以下「令」という。）第二十七条の十一第一項第二号から第四号までに掲げる者及び同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援（法第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった日の属する年度（指定施設支援のあった日が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

○厚生労働省告示第五百六十六号
児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法

指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）以下「指定施設基準」という。）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）指定第一種自閉症児施設（同条第三号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七十七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児施設給付費の算定方法
指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七十七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	児童福祉法に基づく指定施設支援の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）以下「指

(1) 入所定員が五十人を超えない指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七十七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定知的障害児通園施設（指定施設基準第一条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七十七条第四項に規定する知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児通園施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準

平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 入所定員の数が三十人以下の指定知的障害児通園施設 入所定員の数が三を乗じて得た数を超える場合

(二) 入所定員の数が三十一人以上の指定知的障害児通園施設 入所定員の数が三を乗じて得た数を超える場合

(2) 指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合

(一) 入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設 入所定員の数が三を乗じて得た数を超える場合

(二) 入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設 入所定員の数が三を乗じて得た数を超える場合

(三) 入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設 入所定員の数が五十人を超えない指定知的障害児通園施設 入所定員の数が五を乗じて得た数を超える場合

平成二十年四月一日以降

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数の百分の百五を乗じて得た数を超える場合

(2) 指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 入所定員が五十人を超えない指定知的障害児通園施設 入所定員の数が百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(二) 入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設 入所定員の数が当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超えて得た数を超える場合

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児施設給付費の算定方法
指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七十七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	児童福祉法に基づく指定施設支援の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）以下「指